

第 6556 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 5日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 消費税の仕入税額の計算の特例

**Q** : 消費税の税率が複数になって、区分するのが困難です。中小企業に認められた特例はありませんか？

**A** : 次のような特例があります。

### 【解説】

消費税では、課税仕入れを税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者に、次の特例を経過措置として認めています。

#### ① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を行う中小事業者は、その事業に係る課税仕入れ(税込み)に、その事業に係る課税売上げ(税込み)に占める軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(小売等軽減売上割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税仕入れ(税込み)を算出し、仕入税額を計算することができます。

#### ② 簡易課税制度の届出の特例

消費税簡易課税制度選択届出書(簡易課税制度選択届出書)を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる特例が設けられています。

なお、これらの経過措置を適用できる期間は次のとおりです。

#### ① の特例

令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間(簡易課税制度の適用を受けない期間に限りません。)

#### ② の特例

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

